

## 職員退職手当支給規程

(平16規程第15号 平成16年4月1日)

改正 平21規程第55号 平成22年3月29日  
平23規程第11号 平成24年3月21日  
平25規程第13号 平成25年9月24日  
平25規程第33号 平成25年10月22日  
平25規程第89号 平成26年3月25日  
平26規程第40号 平成27年1月28日  
平26規程第73号 平成27年3月31日  
平28規程第8号 平成28年9月28日  
平29規程第27号 平成29年12月20日  
令4規程第42号 令和4年10月1日  
令4規程第103号 令和5年3月31日  
令5規程第18号 令和5年9月28日  
令6規程第12号 令和6年5月30日  
令6規程第70号 令和7年1月30日  
令6規程第96号 令和7年3月31日  
令7規程第57号 令和7年10月14日  
令7規程第82号 令和8年3月4日

(総則)

第1条 国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)において、所定の手続きを経て、理事長が任命した定年制職員(以下「職員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給制限)

第2条 退職手当は、勤続6月未満で第3条第1項第1号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、これを支給しない。

2 職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員(当該職員が死亡したときは、当該職員に係る退職手当の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該職員

の職務及び責任、当該職員が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられたことにより退職した者

(2) 定年制職員(研究系)就業規程(平25規程第80号)第65条第5号、定年制職員(技術・事務系)就業規程(平25規程第81号)第66条第5号又は学術船船員就業規程(平16規程第11号)第75条第5号に規定する懲戒解雇処分(以下「懲戒解雇処分」という。)を受けて退職した者

3 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員(第1号に該当する場合において、当該職員が死亡したときは、当該退職手当の支払いを受ける権利を承継した者)に対し、前項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

(1) 当該職員が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該職員について、当該退職後に在職期間中に懲戒解雇処分を受けべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたと認められたとき。

4 死亡による退職をした職員の遺族(退職をした職員(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の支払いを受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払いを受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当が支払われない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第2項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

5 第7条第1項から第3項の規定による退職手当の支払いを差し止める措置(以下「支払差止措置」という。)に係る退職手当に関し、第3項又は第4項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする措置が行われたときは、当該支払差止措置は、取り消されたものとみなす。

(調整額の支給制限)

第2条の2 退職手当のうち、第3条の5の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 第3条第1項の規定により計算した退職手当の基本額(第3条第1項に規定する基本額をいう。)が0である者及び第3条第1項第1号に規定する者のうち、傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前条第2項各号に掲げる者を除く。)で理事長が定めるもの

(退職手当の額)

第3条 次の各号に掲げる事由(以下「退職事由」という。)により退職した者に対する退職手当の額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表に掲げる割合を退職した日におけるその者の本給月額(職員給与規程(平16規程第13号)第11条第2項に規定する本給表の本給月額をいう。ただし、育児休業に関する規則(平16規則第64号)第15条に規定する育児短時間勤務の期間中及び介護休業に関する規則(平16規則第65号)第9条に規定する介護短時間勤務の期間中の退職手当の計算の基礎となる本給月額は、育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき本給月額とする。以下「退職日本給月額」という。)に乗じて得た額(以下「基本額」という。)に、第3条の5の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。この場合において、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 定年制職員(研究系)就業規程第41条第1号、定年制職員(技術・事務系)就業規程第42条第1号若しくは学術研究船船員就業規程第43条第1号の規定により自己都合退職した場合、又は定年制職員(研究系)就業規程第44条第1号から第5号まで、第8号若しくは第9号、定年制職員(技術・事務系)就業規程第45条第1号から第5号まで、第8号若しくは第9号、若しくは学術研究船船員就業規程第46条第1号から第4号まで、第7号若しくは第8号のいずれかの規定により解雇された場合

(2) 業務外の死亡により退職した場合、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病(厚

- 生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。)により退職した場合
- (3)業務外による傷病により退職した場合(前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除く。)
- (4)定年制職員(研究系)就業規程第41条第3号、定年制職員(技術・事務系)就業規程第42条第3号又は学術研究船船員就業規程第43条第3号の規定により定年退職した場合(定年に達した日(定年の実施に関する細則(平16細則第90号)第3条に定める「満65歳に達した日(誕生日の前日)」をいう。以下同じ。)以後定年退職日の前日までに自己都合退職した場合を含む。)
- (5)組織の改廃(次号に規定する場合を除く)又は勤務していた事業所の移転(通常の方法により通勤するための往復所要時間が概ね4時間以上であるとき等)により退職した場合
- (6)定年制職員(研究系)就業規程第44条第6号、定年制職員(技術・事務系)就業規程第45条第6号又は学術研究船船員就業規程第46条第5号の規定により解雇された場合
- (7)業務上の傷病又は死亡により退職した場合

2 前項第6号又は第7号に掲げる事由により退職した者のうち、前項の規定に基づく退職手当の額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合を退職した日におけるその者の本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、研究員調整手当及び船員手当の月額の合計額に乗じて得た額(以下「最低保障額」という。)に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
1年未満	2.7
1年以上2年未満	3.6
2年以上3年未満	4.5
3年以上	5.4

3 前項の規定は、過去にこの規定の適用を受け、かつ、その退職した日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合には適用しない。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第3条の2 定年前早期退職募集に応じて退職した職員に対する退職手当の基本額は、第3条第1項第4号の規定に基づく支給割合による額とする。

2 第3条第1項第6号、第7号又は前項に掲げる事由により退職した職員のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年から15年を減じた年齢以上であるものにあつては、第3条第1項本文中「退職日本給月額」とあるのは、「退職日本給月額及び当該退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び100分の3を乗じて得た額の合計額」とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第3条の3 第3条の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職日本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(諭旨退職の退職手当)

第3条の4 定年制職員(研究系)就業規程第65条第4号、定年制職員(技術・事務系)就業規程第66条第4号又は学術研究船船員就業規程第75条第4号の規定による諭旨退職の場合(退職した後、在職期間中の行為に関し諭旨退職相当との決定がされた場合を含む。)の退職手当の支給額は、第3条第1項第1号に基づく基本額の2分の1以内の額とする。

(退職手当の調整額)

第3条の5 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額がもっとも多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1) 第1号区分 70,400円

(2) 第2号区分 65,000円

(3) 第3号区分 59,550円

(4) 第4号区分 54,150円

- ( 5 ) 第 5 号区分 43,350円
- ( 6 ) 第 6 号区分 32,500円
- ( 7 ) 第 7 号区分 27,100円
- ( 8 ) 第 8 号区分 21,700円
- ( 9 ) 第 9 号区分 0

2 第 1 項に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、退職した者でその勤続期間が 4 年以下のもの及び第 3 条第 1 項第 7 号に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が 10 年以上 24 年以下の者に対する退職手当の調整額は、本条第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額とする。

4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付する方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 4 条 削除

#### 第 5 条 削除

#### 第 5 条の 2 削除

( 退職手当の減額の特例 )

第 6 条 職員が科学技術企業年金基金（以下「年金基金」という。）の加入者である期間（以下「加入者期間」という。）15 年以上で退職し、又は死亡した場合には、第 3 条の規定により計算して得た基本額から、加入者期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額（以下「対象額」という。）に次の各号に掲げる勤続期間（加入者期間を勤続期間とみなした場合における該当勤続期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる本給月額が年金基金の標準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって本給月額とする。この場合において、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前 1 年以内に標準給与の最高

限度額の改正があった場合には、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

（1）勤続期間が15年の場合にあつては、100分の1.5の割合

（2）勤続期間が15年を超え30年までの場合にあつては、100分の1.5に15年を超える勤続期間1年につき100分の0.1を加えた割合

（3）勤続期間が30年を超える場合にあつては、100分の3の割合

2 年金基金の加入者であったことによりすでに退職手当の減額を受けた者に対し、再び退職手当を支給する場合の減額は、前項の規定により勤続期間とみなした期間について算出される減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。

（1）再び支給する退職手当の額の算出の基礎となる本給月額（この場合において、前項ただし書きを準用する。）に基づいて、すでに減額を受けた勤続期間について算出される対象額

（2）すでに減額を受けた勤続期間に対応する前項各号の割合

3 前2項に規定する勤続期間の計算にあたって1年未満の月数が生じた場合は、これを計算の基礎としない。

4 この条の規定による減額は、第3条の規定により支給する退職手当の額を限度とする。

（退職手当の支払差止め）

第7条 退職をした職員が、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、当該退職に係る退職手当の支払いを差し止める措置（以下「支払差止措置」という。）を行うものとする。

（1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

（2）退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合にお

いて、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、支払差止措置を行うことができる。

(1) 当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕されたとき又は理事長が当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至ったときであって、当該職員に対し退職手当を支払うことが職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該職員について、在職期間中に懲戒解雇処分又は諭旨退職処分(以下「懲戒解雇等処分」という。)とすべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした職員の遺族(退職をした職員(死亡による退職の場合にはその遺族)が当該退職に係る退職手当の支払いを受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払いを受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、支払差止措置を行うことができる。

4 前3項の規定による退職手当の支払差止措置を受けた者は、当該支払差止措置後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない措置があった場合であって、第2条第3項の規定による措置を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない措置があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止措置を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事

件に関し起訴をされることなく、かつ、第2条第3項の規定による措置を受けることなく、当該支払差止措置を受けた日から1年を経過した場合

6 理事長は、当該支払措置を受けた者が第2条第4項の規定による措置を受けることなく当該支払差止措置を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止措置後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支払いを差し止める必要がなくなったとして当該支払差止措置を取り消すことを妨げるものではない。

#### (退職をした者の退職手当の返納)

第7条の2 退職をした職員に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、第2条第2項又は第3条の4に規定する事情のほか、当該職員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

(1) 当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該職員について、在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による措置は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

#### (遺族の退職手当の返納)

第7条の3 死亡による退職をした職員の遺族(退職をした職員(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第2条第2項又は第3条の4に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

#### (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納)

第7条の4 退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払いを受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第7条の2第1項又は前条の規定による措置を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該職員が在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該職員が在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に次条第2項による通知を受けた場合において、第7条の2第1項又は前条の規定による措置を受けることなく死亡したとき（次項及び第4項に規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員が在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第7条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第7条の2第1項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第7条の2第1項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたこ

とを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

5 前3項の規定による措置に基づき返納する金額は、第2条第2項又は第3条の4に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況等を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

(意見聴取)

第7条の5 理事長は、第2条第3項第2号又は第4項、第7条の2第1項、第7条の3及び第7条の4第1項から第4項までの措置を行うときは、当該措置を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

2 理事長は、意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間において、当該措置を受けるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される退職手当の支給制限等措置の内容

(2) 退職手当の支給制限等措置の原因となる事実

(3) 意見聴取の期日及び場所

3 前項の書面においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 意見聴取の期日に出席して意見を述べ、及び証明できる書類又は物品(以下「証明できる書類等」という。)を提出し、又は意見聴取の期日への出席に代えて陳述書及び証明できる書類等を提出することができること。

(2) 意見聴取が終結するまでの間、当該措置の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

4 理事長は、当該措置を受けるべき者の所在が判明しない場合は、第2項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号に掲げる事項並びに機構が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を機構本部及び事業所に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

5 理事長は、当該措置を受けるべき者から申請があった場合は、代理人を認めることができる。

6 理事長は、当該措置を受けるべき者又は代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出席せず、かつ、第3項第1号に規定する陳述書若しくは証明できる書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証明できる書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

7 意見聴取は、公開しない。

(措置の通知)

第7条の6 理事長は、第2条第2項から第4項まで、第3条の4、第7条、第7条の2、第7条の3及び第7条の4第1項から第4項までの規定による措置を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該措置を受けるべき者に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該措置を受けるべき者の所在が判明しない場合、民法(明治29年法律第89号)第98条に基づく公示による意思表示を行う。

(委員会への諮問)

第7条の7 理事長は、第2条第3項第2号若しくは同条第4項、第7条の2第1項、第7条の3又は第7条の4第1項から第4項までの規定による措置を行うときは、理事長が別に定める委員会に諮問しなければならない。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日(特定任期制職員制度規則(平19規則第76号)に定める特定任期制職員として採用され、当該規則第8条に基づき職員として採用された職員については特定任期制職員として採用された日)の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうち次の各号に該当する期間があるときは、2分の1の割合を除算する。

(1) 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間

(2) 停職期間

(3) 私傷病による休職期間

(4) 育児休業期間及び出生時育児休業期間(ただし、当該育児休業及び出生時育児休

業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、3分の1に相当する月を除算する。また、1月未満の端数がある場合は、これを切り上げる。)並びに介護休業期間

(5) その他別に定める特別の事由に該当する期間

2 前項ただし書に定めるもののほか、配偶者同行休業に関する規則(平26規則第8号)第2条第3項に規定する配偶者同行休業をした期間があるときは、その月数を除算する。

(勤続期間の計算等の特例)

第9条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。)地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)民間企業(人事制度規程(平18規程第41号)第2条第2号工に定める海事職又は同号オに定める海技職の職員との間で期間に定めのある労働契約を締結した民間企業に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての勤続期間の始期から後の職員としての勤続期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた勤続期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた勤続期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた勤続期間を含むものとする。

3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、第1条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

4 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の勤続期間の計算については、職員としての勤続期間はなかったもの

とみなす。

## 第10条 削除

(退職手当の支給)

第11条 退職手当は、法令及び機構と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 本規程に定める遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1)配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2)子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者

(3)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(対象遺族からの除外)

第12条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

(1)職員を故意に死亡させた者

(2)職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

## 第13条 削除

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 機構の設立の際、海洋科学技術センター（以下「センター」という。）の職員であったもので、引き続き機構の職員となった者の勤続期間の計算については、センターの職員であった期間を機構の勤続期間とみなす。
- 3 機構の設立の日の前日に東京大学海洋研究所の職員として在職する者が、引き続き機構の職員となった者の勤続期間の計算については、国家公務員として引き続いた在職期間を機構の職員としての勤続期間とみなす。

附 則（平21規程第55号）

この規程は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平23規程第11号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25規程第13号）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 次の各号における期間に退職した者に対する退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、その者の退職事由及び勤続期間に応じた次の各号に定める表に掲げる割合を退職日本給月額に乗じて得た額に、第3条の5の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）平成25年10月1日から平成26年6月30日

勤続期間	第3条第1項の退職事由						
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転等	業務上の都合等	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.98	0.98	0.98	1.225	1.47	1.47
6月以上1年	0.588						
2年	1.176	1.96	1.96	1.96	2.45	2.94	2.94



4 5 年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

( 2 ) 平成 2 6 年 7 月 1 日 から 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

勤続期間	第 3 条 第 1 項 の 退 職 事 由						
	第 1 号 自己都合等	第 2 号 業務外死亡等	第 3 号 業務外傷病	第 4 号 定年・雇用期間満了	第 5 号 勤務箇所の移転等	第 6 号 業務上の都合等	第 7 号 業務上傷病・死亡
6 月未満	0	0.92	0.92	0.92	1.15	1.38	1.38
6 月以上 1 年	0.552						
2 年	1.104	1.84	1.84	1.84	2.3	2.76	2.76
3 年	1.656	2.76	2.76	2.76	3.45	4.14	4.14
4 年	2.208	3.68	3.68	3.68	4.6	5.52	5.52
5 年	2.76	4.6	4.6	4.6	5.75	6.9	6.9
6 年	3.312	5.52	5.52	5.52	6.9	8.28	8.28
7 年	3.864	6.44	6.44	6.44	8.05	9.66	9.66
8 年	4.416	7.36	7.36	7.36	9.2	11.04	11.04
9 年	4.968	8.28	8.28	8.28	10.35	12.42	12.42
1 0 年	5.52	9.2	9.2	9.2	11.5	13.8	13.8
1 1 年	8.1696	12.765	10.212	12.765	12.765	15.318	15.318
1 2 年	8.9792	14.03	11.224	14.03	14.03	16.836	16.836
1 3 年	9.7888	15.295	12.236	15.295	15.295	18.354	18.354
1 4 年	10.5984	16.56	13.248	16.56	16.56	19.872	19.872
1 5 年	11.408	17.825	14.26	17.825	17.825	21.39	21.39
1 6 年	14.1588	19.665	15.732	19.665	19.665	22.908	22.908
1 7 年	15.4836	21.505	17.204	21.505	21.505	24.426	24.426
1 8 年	16.8084	23.345	18.676	23.345	23.345	25.944	25.944
1 9 年	18.1332	25.185	20.148	25.185	25.185	27.462	27.462
2 0 年	21.62	27.025	21.62	27.025	27.025	28.98	28.98
2 1 年	23.46	28.865	23.46	28.865	28.865	30.498	30.498
2 2 年	25.3	30.705	25.3	30.705	30.705	32.016	32.016
2 3 年	27.14	32.545	27.14	32.545	32.545	33.534	33.534
2 4 年	28.98	34.385	28.98	34.385	34.385	35.052	35.052
2 5 年	30.82	36.57	30.82	36.57	36.57	36.57	36.57
2 6 年	32.292	38.226	32.292	38.226	38.226	38.226	38.226
2 7 年	33.764	39.882	33.764	39.882	39.882	39.882	39.882
2 8 年	35.236	41.538	35.236	41.538	41.538	41.538	41.538
2 9 年	36.708	43.194	36.708	43.194	43.194	43.194	43.194
3 0 年	38.18	44.85	38.18	44.85	44.85	44.85	44.85
3 1 年	39.284	46.506	39.284	46.506	46.506	46.506	46.506

3 2 年	40.388	48.162	40.388	48.162	48.162	48.162	48.162
3 3 年	41.492	49.818	41.492	49.818	49.818	49.818	49.818
3 4 年	42.596	51.474	42.596	51.474	51.474	51.474	51.474
3 5 年	43.7	52.44	43.7	52.44	52.44	52.44	52.44
3 6 年	44.804	52.44	44.804	52.44	52.44	52.44	52.44
3 7 年	45.908	52.44	45.908	52.44	52.44	52.44	52.44
3 8 年	47.012	52.44	47.012	52.44	52.44	52.44	52.44
3 9 年	48.116	52.44	48.116	52.44	52.44	52.44	52.44
4 0 年	49.22	52.44	49.22	52.44	52.44	52.44	52.44
4 1 年	50.324	52.44	50.324	52.44	52.44	52.44	52.44
4 2 年	51.428	52.44	51.428	52.44	52.44	52.44	52.44
4 3 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44
4 4 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44
4 5 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44

附 則（平 2 5 規程第 3 3 号）

この規程は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 規程第 8 9 号）

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 規程第 4 0 号）

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 規程第 7 3 号）

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 8 規程第 8 号）

- 1 この規程は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 科学技術厚生年金基金の加入員であった期間を有する職員にあっては、当該期間を第 6 条第 1 項において加入者期間に加算するとともに、第 6 条第 2 項を準用する。

附 則（平 2 9 規程第 2 7 号）

この規程は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令4 規程第4 2号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令4 規程第103号）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 当分の間、満60歳に達した日(誕生日の前日)の属する事業年度の末日以降に、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、第3条第4号と同様に退職事由を定年退職として取り扱う。

3 第3条の2に定める定年前早期退職の定年は当分の間60歳とする。

4 満60歳に達した日(誕生日の前日)の属する事業年度の末日の翌日以降に退職した場合の退職手当の基本額は、職員給与規程第11条第2項に定める本給表Sを適用される者にあつては、満60歳に達した日(誕生日の前日)の属する事業年度の末日における本給月額及び勤続期間を基準に第3条の定めにより算定した額に、退職した日における本給月額を基準に第3条の定めにより算定した額を加えた額とする。ただし、退職した日における本給月額に乗じる勤続期間に応じた別表に掲げる割合は、退職した日における勤続期間に応じた割合から満60歳に達した日(誕生日の前日)の属する事業年度の末日時点における勤続期間に応じた割合を減算して算定する。

附 則（令5 規程第18号）

この規程は、令和5年9月28日から施行する。

附 則（令6 規程第12号）

この規程は、令和6年5月30日から施行し、令和6年3月31日から適用する。

附 則（令6 規程第70号）

この規程は、令和7年1月31日から施行する。

附 則（令6 規程第96号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令7規程第57号）

- 1 この規程は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 第2条、第7条、第7条の2及び第7条の4に規定する拘禁刑以上の刑には、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第9条に規定する懲役及び禁錮を含むものとする。

附 則（令7規程第82号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

勤続期間	第3条第1項の退職事由						
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転等	業務上の都合等	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.837	0.837	0.837	1.04625	1.2555	1.2555
6月以上1年	0.5022						
2年	1.0044	1.674	1.674	1.674	2.0925	2.511	2.511
3年	1.5066	2.511	2.511	2.511	3.13875	3.7665	3.7665
4年	2.0088	3.348	3.348	3.348	4.185	5.022	5.022
5年	2.511	4.185	4.185	4.185	5.23125	6.2775	6.2775
6年	3.0132	5.022	5.022	5.022	6.2775	7.533	7.533
7年	3.5154	5.859	5.859	5.859	7.32375	8.7885	8.7885
8年	4.0176	6.696	6.696	6.696	8.37	10.044	10.044
9年	4.5198	7.533	7.533	7.533	9.41625	11.2995	11.2995
10年	5.022	8.37	8.37	8.37	10.4625	12.555	12.555
11年	7.43256	11.613375	9.2907	11.613375	11.613375	13.93605	13.93605
12年	8.16912	12.76425	10.2114	12.76425	12.76425	15.31715	15.31715
13年	8.90568	13.915125	11.1321	13.915125	13.915125	16.69815	16.69815
14年	9.64224	15.066	12.0528	15.066	15.066	18.0792	18.0792

1 5 年	10.3788	16.21687 5	12.9735	16.2168 75	16.2168 75	19.4602 5	19.4602 5
1 6 年	12.8814 3	17.89087 5	14.3127	17.8908 75	17.8908 75	20.8413	20.8413
1 7 年	14.0867 1	19.56487 5	15.6519	19.5648 75	19.5648 75	22.2223 5	22.2223 5
1 8 年	15.2919 9	21.23887 5	16.9911	21.2388 75	21.2388 75	23.6034	23.6034
1 9 年	16.4972 7	22.91287 5	18.3303	22.9128 75	22.9128 75	24.9844 5	24.9844 5
2 0 年	19.6695	24.58687 5	19.6695	24.5868 75	24.5868 75	26.3655	26.3655
2 1 年	21.3435	26.26087 5	21.3435	26.2608 75	26.2608 75	27.7465 5	27.7465 5
2 2 年	23.0175	27.93487 5	23.0175	27.9348 75	27.9348 75	29.1276	29.1276
2 3 年	24.6915	29.60887 5	24.6915	29.6088 75	29.6088 75	30.5086 5	30.5086 5
2 4 年	26.3655	31.28287 5	26.3655	31.2828 75	31.2828 75	31.8897	31.8897
2 5 年	28.0395	33.27075	28.0395	33.2707 5	33.2707 5	33.2707 5	33.2707 5
2 6 年	29.3787	34.77735	29.3787	34.7773 5	34.7773 5	34.7773 5	34.7773 5
2 7 年	30.7179	36.28395	30.7179	36.2839 5	36.2839 5	36.2839 5	36.2839 5
2 8 年	32.0571	37.79055	32.0571	37.7905 5	37.7905 5	37.7905 5	37.7905 5
2 9 年	33.3963	39.29715	33.3963	39.2971 5	39.2971 5	39.2971 5	39.2971 5
3 0 年	34.7355	40.80375	34.7355	40.8037 5	40.8037 5	40.8037 5	40.8037 5
3 1 年	35.7399	42.31035	35.7399	42.3103 5	42.3103 5	42.3103 5	42.3103 5
3 2 年	36.7443	43.81695	36.7443	43.8169 5	43.8169 5	43.8169 5	43.8169 5
3 3 年	37.7487	45.32355	37.7487	45.3235 5	45.3235 5	45.3235 5	45.3235 5
3 4 年	38.7531	46.83015	38.7531	46.8301 5	46.8301 5	46.8301 5	46.8301 5
3 5 年	39.7575	47.709	39.7575	47.709	47.709	47.709	47.709
3 6 年	40.7619	47.709	40.7619	47.709	47.709	47.709	47.709
3 7 年	41.7663	47.709	41.7663	47.709	47.709	47.709	47.709
3 8 年	42.7707	47.709	42.7707	47.709	47.709	47.709	47.709

